

第 7 期 モアリサイクルプラン

〈ごみの減量・資源化・循環の行動計画〉

令和 5 年 3 月

能 代 市

【 目 次 】

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の基本的方針	1
4. 計画の期間	2

第 2 章 能代市のごみ・資源化物の現状

1. ごみ処理の現状	3
2. 資源化物の状況	5
3. 第 6 期計画の目標達成の検証	6

第 3 章 第 7 期計画の目標

1. 本計画の目標	10
-----------	----

第 4 章 目標達成のための市民・事業者・行政の具体的行動

1. 市民の具体的行動	10
2. 事業者の具体的行動	11
3. 行政の具体的行動	12

第 5 章 行政の取組み年度別施策

資 料 (ごみ減量の目安)	15
---------------	----

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

これまでの経済活動は、環境に負荷を与え、地球温暖化、廃棄物の増大などの環境に負荷を与えて問題をもたらしてきました。特に廃棄物処理の問題は、ごみ量の増大と質の多様化に伴い、中間処理に大きな労力と経費を要しています。

このような中で、一般廃棄物の効果的な処理を進めるため、第 2 次能代市一般廃棄物処理基本計画を平成 30 年 3 月に策定し、令和 4 年度に中間見直しを行い、ごみの減量化・資源化を推進します。

快適で潤いのある生活環境を創造し維持するためには、市民・事業者・行政、それぞれが役割と責任を認識し、生活様式や経済活動を見直し、廃棄物の発生抑制や適正処理を行うなどにより、循環型社会(*1)を構築し、持続可能な社会(*2)を目指すことを計画策定の趣旨とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、第 2 次能代市総合計画と第 2 次能代市環境基本計画及び第 2 次能代市一般廃棄物処理基本計画の推進にあたり、市民・事業者・行政の役割を明らかにし、協働して目標を達成するための具体的行動を示したアクションプランです。

3 計画の基本的方針

本計画を実施するにあたっての基本的方針は、次のとおりです。

- (1) 市民・事業者・行政の協働により、環境への負荷の低減等に配慮した快適で持続可能な地域社会の実現を目指します。
- (2) 3 R(*3)を実践し、まず廃棄物の排出抑制を心がけ、リサイクル可能なものは再利用・再資源化し、最終処分しなければならない廃棄物を限りなくゼロに近づける資源循環型社会の構築を目指します。

(*1)循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

(*2)持続可能な社会： 「経済（Economy）の発展」「エネルギー（Energy）の確保」「環境（Environment）の保全」という 3 つの E は、お互いに影響し合っており 1 つを選択すれば 2 つは成り立たない矛盾の関係にある。現代において 3 E を上手に調和させていく社会をいう。

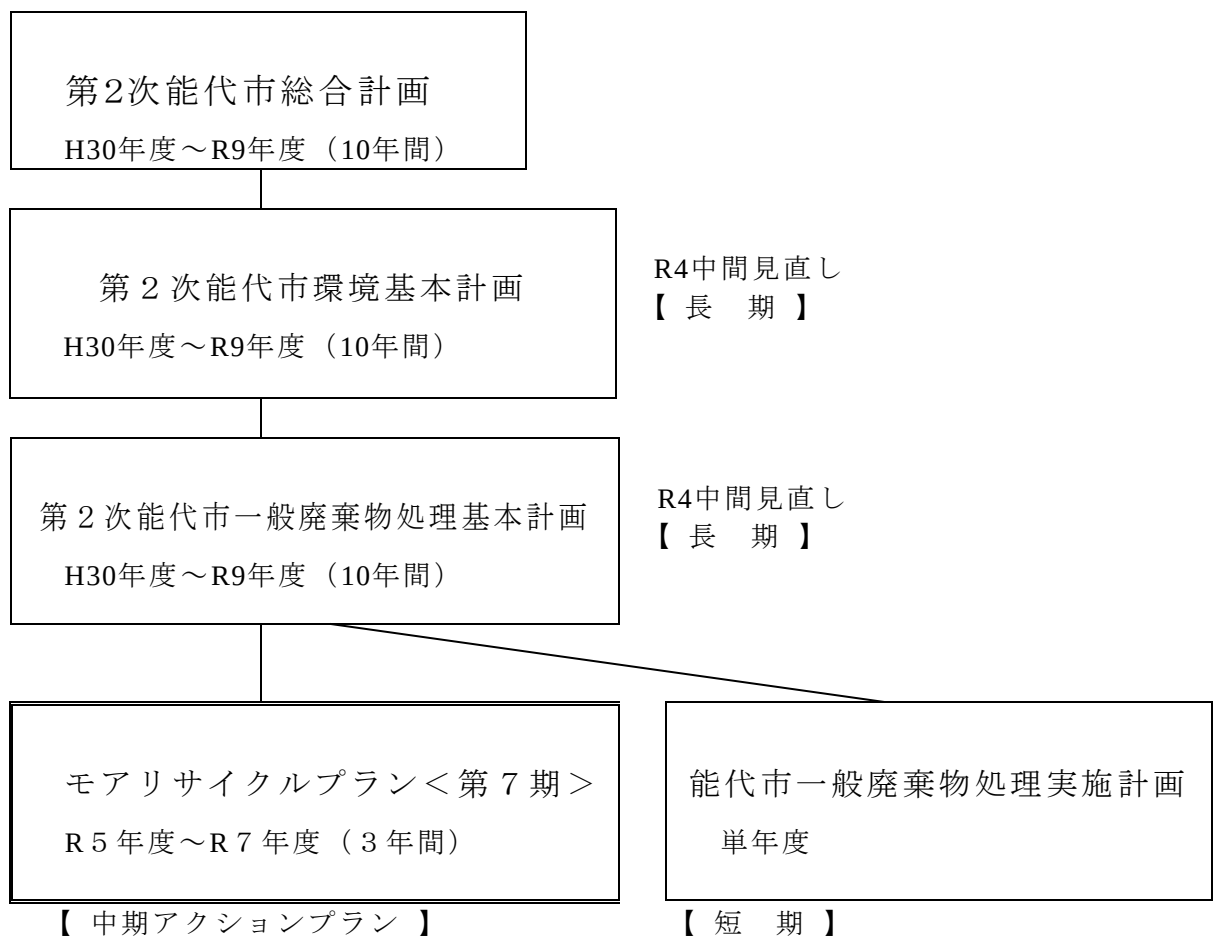
(*3)3 R： 循環型社会を形成するために必要な取り組みであるリデュース（Reduce／廃棄物の減量）、リユース（Reuse／再使用）、リサイクル（Recycle／再資源化）の頭文字がそれぞれ R であることから名付けられた名称。リフューズ（Refuse／廃棄物の発生抑制）を加えて 4 R、さらにリペア（Repair／修理）を加えて 5 R ともいう。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から 3 ヶ年間を第 5 期（平成 30 年度～令和 2 年度）、第 6 期（令和 3 年度～令和 4 年度）、第 7 期（令和 5 年度～令和 7 年度）、第 8 期（令和 8 年度～令和 9 年度）とします。

最終目標年次は、第 2 次能代市一般廃棄物処理基本計画の最終目標年次である令和 9 年度とします。

<計画の位置付け>



関連計画

○能代市分別収集計画

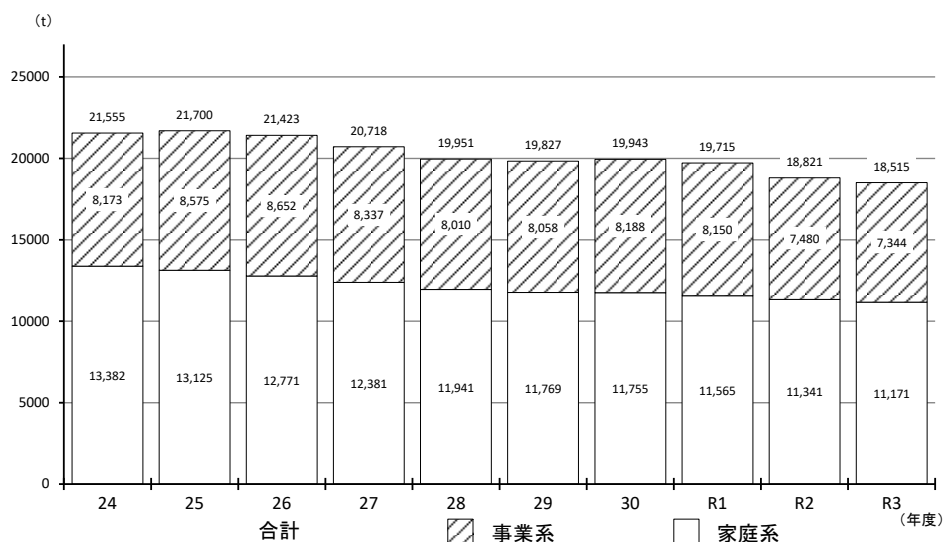
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」とします。）第8条の規定により各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み等を定めている。
- ・R2年度～R6年度（5年間）

第2章 能代市のごみ・資源化物の現状

1. ごみ処理の現状

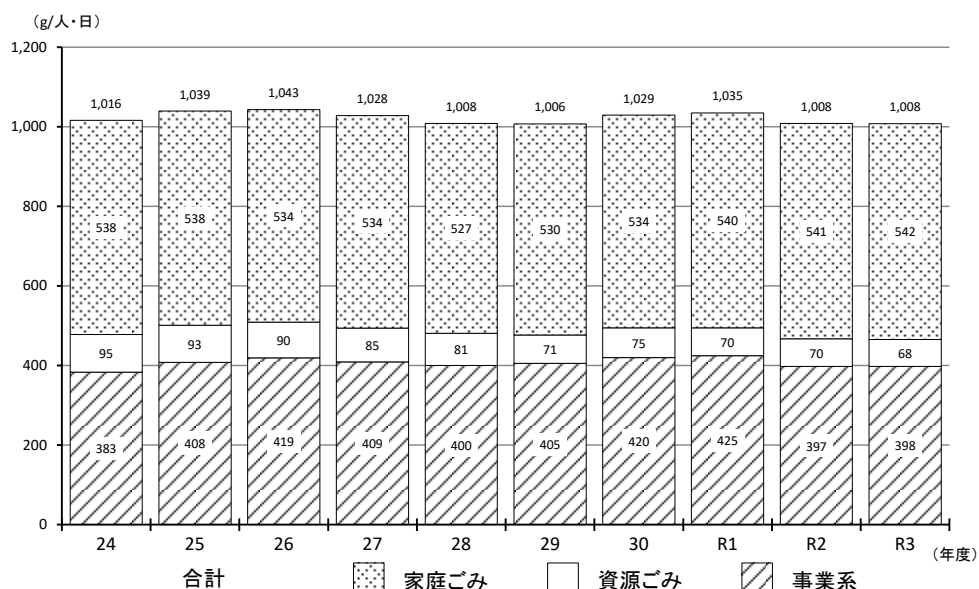
能代市の家庭系ごみの排出量は、人口減少等により年々に減少しています。一方、事業系ごみは、増減を繰り返しています。

① ごみ処理実績



※1 「ごみ排出量」…市が収集している収集ごみ、市民や事業所が清掃工場等へ直接搬入している直接搬入ごみの総和を指します。上記グラフの数値は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

② 1人1日あたりのごみ排出量の推移



※2 「1人1日あたりのごみ排出量」算出式

(年間収集量+年間直接搬入量)÷人口÷年間日数(365日又は366日) 上記グラフの数値は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

③直近 5 ヶ年 ごみ処理実績

[単位:t]

区 分		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生 活 系 ご み	燃えるごみ	10,017.51	9,889.11	9,840.59	9,646.43	9,519.25
	不燃ごみ	386.08	403.23	379.39	385.92	399.85
	燃えないごみ	360.74	374.75	349.33	350.01	367.70
	粗大ごみ	13.22	13.15	14.38	17.26	15.55
	埋立ごみ	12.12	15.33	15.68	18.65	16.60
	資源ごみ	(55.61) 1,420.70	(51.37) 1,463.42	(40.88) 1,345.42	(35.12) 1,309.17	(35.12) 1,251.94
	紙 類	(50.31) 631.01	(46.89) 609.72	(37.00) 584.86	(32.05) 537.89	(32.29) 535.78
	缶 類	(3.87) 74.57	(4.48) 84.10	(3.88) 84.78	(3.07) 89.43	(2.83) 52.95
	びん類	(1.43) 456.30	(0.00) 504.57	(0.00) 432.45	(0.00) 437.29	(0.00) 416.29
	ペットボトル	94.64	99.05	81.48	94.05	95.72
	容器包装プラスチック	132.02	127.27	123.55	128.83	133.79
	乾電池	14.85	14.77	16.64	16.42	13.23
	水銀使用廃製品	0.15	2.81	3.27	3.82	1.97
	古布	16.09	20.10	16.81	—	—
	使用済小型電子機器	1.07	1.03	1.58	1.44	2.21
	小 計	11,824.29	11,755.76	11,565.40	11,341.52	11,171.04
事 業 系 ご み	燃えるごみ	7,459.10	7,496.77	7,404.29	6,755.82	6,628.37
	不燃ごみ	598.92	691.85	745.82	724.10	715.52
	燃えないごみ	463.03	565.41	603.23	632.96	615.95
	埋立ごみ	135.89	126.44	142.59	91.14	99.57
	小 計	8,058.02	8,188.62	8,150.11	7,479.92	7,343.89
合 計		19,882.31	19,944.38	19,715.51	18,821.44	18,514.93

※資源ごみ欄の 2 段表示中、上段 () は集団回収量を示し、下段は集団回収量を含む処理量を表します。

※古布は平成 2 8 年度から、使用済小型電子機器は、平成 2 5 年度から収集を開始しました。

(古布は令和 2 年度、3 年度はコロナウイルス感染症の影響で中止としています。)

能代市のごみ処理経費

	R 元	R 2	R 3
ごみ処理経費	633,073 千円	629,361 千円	638,564 千円
1 人あたり処理費	12,070 円	12,206 円	12,635 円
指定ごみ袋収入	80,269 千円	78,565 千円	79,173 千円
1 人あたり市民負担	1,530 円	1,524 円	1,567 円
市民負担率	12.68%	12.49%	12.40%
人 口	52,451	51,560	50,540

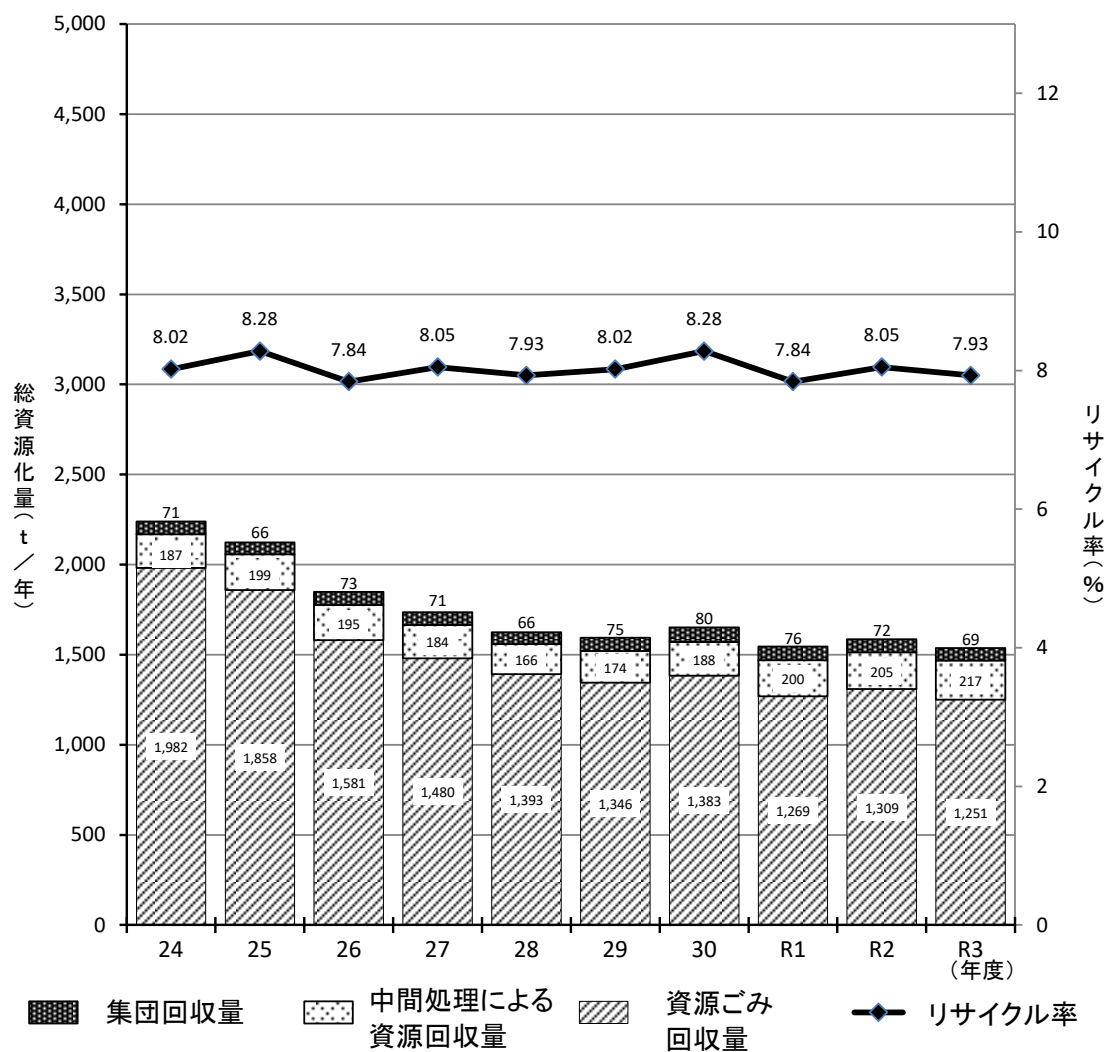
※ ごみ処理経費： 収集運搬＋中間処理（公債費込み）＋最終処分

※ 人口は各年 10 月 1 日現在

2. 資源化物の状況

資源ごみは、ごみステーション等から収集されるものだけではなく、中間処理施設において、粗大ごみ等の処理過程で鉄などの資源化可能なものの回収し、リサイクル率の向上を図っています。

○リサイクル率及び総資源化量の推移



市回収分 (R3) 1, 4 6 9 t
 民間施設含む (R3) 5, 2 0 9 t
 民間施設含む資源化率 2 7 . 8 0 %

※1 リサイクル率 =
$$\frac{\text{総資源化量} = (\text{資源ごみ収集量} + \text{中間処理による資源回収量} + \text{集団回収量})}{\text{ごみ発生量} = (\text{ごみ排出量} + \text{集団回収量})}$$

なお、リサイクル率は小数点第2位を四捨五入しています。

3. 第6期（R2～R3）計画の目標達成の検証

1人1日あたりの家庭ごみ排出量は、モアリサイクルプラン第1期では目標達成となっておりますが、それ以降は目標値に達していません。今後家庭ごみの減量化資源化をより一層推進して行く必要があります。

家庭系ごみ排出量 目標値と実績値

	目標値	実績値	比 較	
第1期	577 _{グラム}	539 _{グラム}	38 _{グラム}	7.1%
第2期	513 _{グラム}	538 _{グラム}	▲25 _{グラム}	▲4.6%
第3期	510 _{グラム}	534 _{グラム}	▲24 _{グラム}	▲4.5%
第4期	500 _{グラム}	530 _{グラム}	▲30 _{グラム}	▲5.7%
第5期	517 _{グラム}	537 _{グラム}	▲20 _{グラム}	▲3.7%
第6期	512 _{グラム}	541 _{グラム}	▲29 _{グラム}	▲5.4%

※第6期は令和3年度実績により算出

<モアリサイクルプラン重点取組事業>

第1期・第2期・第3期・第4期・第5期・第6期重点事業

① 減量・リサイクルの徹底推進

○分別の徹底

- ・「ごみの減量・資源化・循環のための冊子」の配布
- ・「家庭ごみのルール」壁貼用の配布

○生ごみの水切り

- ・広報等機会あるたびに普及啓発

○生ゴミリサイクル

- ・「生ごみ資源化普及啓発事業」

② 不法投棄の防止・適正処理の推進

○クリーンアップ開催支援

- ・「能代クリーンアップ」実行委員会と連携し共催
- ・自治会や各種団体主催クリーンアップ活動の支援

30年度	108件	R1年度	100件	2年度	65件	3年度	61件
------	------	------	------	-----	-----	-----	-----

- ・「のしろクリーンパートナー」の環境美化活動 30団体登録

○不法投棄防止活動

- ・不法投棄防止看板の交付

30年度	25件	R1年度	28件	2年度	14件	3年度	5件
------	-----	------	-----	-----	-----	-----	----

- ・巡回活動 不法投棄通報箇所、資源ごみ拠点回収所の巡回

③ ごみ教育の本格的な推進を目指した学習活動

○学校や団体への環境学習

- ・能代市出前講座「食品ロスについて」

30年度	5件	R1年度	3件	2年度	0件	3年度	1件
------	----	------	----	-----	----	-----	----

- ・学校副読本へデータなどの情報提供

④ 廃棄物減量等推進員制度

○制度の仕組み

「一般廃棄物の減量及び適正処理を推進するため廃棄物減量等推進員を置くことができる」（条例施行規則第44条【廃棄物減量等推進員】）の規定に基づき、令和4年11月現在727名を委嘱しています。

○廃棄物減量等推進員研修会

廃棄物減量等推進員の資質の向上並びに相互の情報交換・情報の共有を図る目的で開催しています。

（主な講演）

・R2年度 コロナウイルス感染症の影響により中止

・R3年度（能代地域：広域交流センター）

講師 能代市役所環境衛生課職員

演題 「ごみの分別とごみの処理ルートについて」

⑤ 資源ごみの回収・報償金制度

○制度の仕組み

家庭から出る缶、ビン、紙類を自治会、町内会、子供会、親睦団体などの住民団体が、ボランティアで回収団体へ引き渡すことにより、ごみを減らすことができ、また限りある資源を大切に使うという住民の意識高揚を図ることを目的に創設されました。資源ごみ回収促進報償金は、回収業者に売却した資源ごみ1kgにつき4円としております。

（報償金支給実績）

年 度	期別	支 給 団体数	資源回収内訳 (kg)				支 給 額
			紙 類	缶 類	びん類	計	
R 1	前期	19	23,345.0	2,426.0		25,771.0	105,375 円
	後期	11	13,657.0	1,450.0		15,107.0	60,428 円
	合計	19	37,002.0	3,876.0		40,878.0	165,803 円
R 2	前期	14	17,640.0	1,597.0		19,237.0	76,948 円
	後期	12	14,540.0	1,472.0		16,012.0	81,168 円
	合計	14	32,180.0	3,069.0		35,249.0	140,996 円
R 3	前期	14	18,620.0	1,672.0		20,292.0	81,168 円
	後期	12	13,670.0	1,157.0		14,827.0	59,308 円
	合計	14	32,290.0	2,829.0		35,119.0	140,476 円

⑥ 事業系ごみの資源化に向けた分別指導の徹底

○適正処理に向けた手引き作成

平成26年度に実施した「事業系ごみの減量と再資源化を進めるためのアンケート調査」の結果を踏まえて、事業者の責務や事業系ごみの適正処理に理解を深め、ごみの減量及びリサイクルを推進するため、事業者から要望が多かった、取り組み事例の紹介やマニュアルを作成し、市内の947事業所へ配布した。

⑦ 古布回収

燃えるごみとして処分されていた古布・古着類を回収し、再生事業者へ引き渡すことでリユース・リサイクルを推進。

※コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度は中止としました。

⑧ 使用済小型電子機器（こでん）の回収の推進

平成 25 年度から回収している使用済小型電子機器（こでん）は、現在市内 13 箇所に回収ボックスを設置して広報等により周知し、回収量の増加につとめている。ごみ全体に占める使用済小型家電製品の回収量は、全国平均を大きく下回っている。

第7期重点事項

① ごみ分別の情報発信の強化

第2次能代市環境基本計画の中間見直しにあたり、令和4年度に市民アンケートを実施したところ、環境に関する情報不足を指摘する声は、前回とほぼ横ばいの状況でした。また、第2次能代市一般廃棄物処理基本計画策定時には、分別方法やリサイクルについての情報発信を求める意見もありました。このことから、分別に関する情報発信の強化により、分別意識の高揚を図ります。

ごみ分別冊子の配布数

R1年度	2,000部	2年度	1,000部	3年度	1,000部
------	--------	-----	--------	-----	--------

- ・HPや広報、出前講座によりごみに関する情報を発信
- ・家庭での片付けごみの分別・処理方法についての情報発信
- ・ごみを出さないライフスタイルの確立

② 食べ残しを減らすための取り組みについて検討・実施

能代市から排出されるごみの中で一番多くの割合を占めているのは生ごみと考えられており、能代市では家庭での生ごみの堆肥化の取り組みとして「コンポスト」を推進しております。今後は、生ごみの発生抑制の観点から、飲食店や家庭での食べきり運動などにより、生ごみの減量化につとめていきます。

配布店舗数

R1年度	162部	2年度	123部	3年度	121部
------	------	-----	------	-----	------

- ・飲食店及び家庭での食べきり運動を実施
- ・運動期間 飲食店 12月～4月（忘年会新年会、歓送迎会）
一般家庭 9月～10月

【新たな取り組み】

- ・購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ「てまえどり」の推進を行う。
- ・最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らす「30・10（さんまるいちまる）運動」の推進を行う。

第3章 第7期計画の目標

1 本計画の目標

第2次能代市総合計画での目標値により減量化・資源化を進めることとし、目標を次のとおりとします。

一人一日あたりの家庭ごみ（資源化物を除く）の排出量を

令和3年度の541gから5.2%（28g）削減します。

- ・能代市総合計画における【めざす目標指数】 3年後の目標(令和7年度)
1人1日あたり家庭ごみ排出量（リサイクルできるものを除く） 513g
- ・令和3年度の実績541gを令和7年度に513gとするには、毎年7.0gの削減を目標とする。
- ・本計画（令和7年度まで）では、令和3年度実績541gから28g削減を目標とします。

各年度の目標

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
541	534	527	520	513	506	500

実績

第7期

第8期

第4章 目標達成のための市民・事業者・行政の具体的行動

ごみ減量化の目標を達成するために、市民・事業者・行政が具体的行動を実践し、それぞれの役割を果たします。

1 市民の具体的行動

市民ひとりひとりがライフスタイルを見直し、3Rの暮らしを実践します。

ごみ減量の推進

- ・市及び団体等の啓発活動等に積極的に参加する。
- ・家庭での食べきり運動を展開し、食品ロスへ取り組む。
- ・食事は適量調理し、作りすぎない。
- ・生ごみは十分に水切りし、雑草なども乾燥させてからごみに出す。
- ・風呂敷、マイバッグなどを積極的に活用する。
- ・簡易な包装に努め、過剰包装を辞退する

- ・必要なものを必要なだけ購入するよう心掛ける。
- ・できるかぎりごみの発生を抑えるとともに、**修理やメンテナンスにより「もの」の長期間の使用を心がける。**
- ・**詰め替え製品、量り売り等の商品を積極的に選ぶ。**
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなど不用品交換の機会を利用する。
- ・繰り返し使えるリターナブルびん（ビールびん、一升びん 等）を積極的に選ぶ。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。

リサイクルの推進

- ・資源物の分別排出を徹底する。
- ・集団資源物回収運動へ積極的に参加する。
- ・資源物の店頭回収や市の拠点回収を積極的に利用する。

適正処理の実施

- ・情報収集に努め、適正な排出について自ら学習する。
- ・隣近所と情報交換をし、助け合って行動する。

不法投棄の防止

- ・地域や市などのごみ清掃ボランティアに参加する。
- ・ごみ出しのマナー向上に努める。

2 事業者の具体的な行動

生産者として、排出事業者として、各種リサイクル法順守のもとに、地域の一員としての自らの責任においてごみ減量化・資源化を推進し、適正処理を行うことを基本とします。

ごみ減量の推進

- ・マイバッグ運動、簡易包装促進運動に積極的に取り組む。
- ・ばら売り、はかり売りを推進する。
- ・使い捨て容器や食器の使用を抑制する。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。
- ・**「食べきり運動」のPR活動を展開し、食品ロスに取り組む。**
- ・リサイクルしやすい素材を使用した商品づくりに努める。
- ・修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及に努める。
- ・**簡易包装の推進に努める。**

リサイクルの推進

- ・資源物の自主回収システムを構築する。
- ・資源物の分別排出を徹底する。

不法投棄の防止

- ・市などのごみ清掃ボランティアに参加する。

3 行政の具体的行動

以下の施策を柱として、より具体的な施策を実行します。年次別の行動計画は、次章（次頁）です。

ごみ減量の推進

- ・市民、事業者の自主的な取り組みが円滑に行われるよう、情報提供などの支援を行う。
- ・市民を対象としたマナー講座やボランティア活動を企画し、市民の意識啓発を図る。
- ・子どもの頃からごみ減量、リサイクルに関する教育を行う。
- ・ごみ処理施設見学の利用促進を図る。
- ・ごみ減量化に取り組む団体の支援を検討する。
- ・コンポスト容器の推進を図り、家庭から出る生ごみの堆肥化を促進する。
- ・学校給食の生ごみ減量・堆肥化を調査研究する。
- ・マイバック運動や簡易包装などを促進する。
- ・普段からごみを出さないライフスタイルの普及・啓発に努める。
- ・**「食べきり運動」のPR活動を展開し、食品ロスに取り組む。**
- ・リサイクルショップやフリーマーケットの活用を促進する。
- ・繰り返し使えるリターナブルびん（ビールびん、一升びん）の利用促進に努める。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。
- ・**ごみ減量化に対する意識向上を図り、公共施設や、市イベント等で発生するごみの分別・資源化・減量化を推進します。**

リサイクルの推進

- ・新たな資源物の分別収集、資源化について調査研究を行う。
- ・集団資源物回収運動への支援を継続する。
- ・資源ごみの店頭回収や拠点回収について、維持整備を図る。
- ・排出されたごみからの資源化を推進する。

適正処理の実施

- ・適正な排出の徹底を図る。
- ・収集運搬体制の効率化を図る。
- ・ごみ処理施設における適正な処理の実施と安全の確保に努める。
- ・資源ごみの回収量等を調査し、収集運搬体制を検討する。
- ・高齢者世帯のごみ処理の実情を調査し、収集運搬体制等について検討する。
- ・新たなごみ処理施設の整備について、1市3町で取り組む。
- ・最終処分場閉鎖以降の最終処分について、広域化も視野に入れた検討をする。

不法投棄の防止

- ・不法投棄の状況を調査し、マスメディア等を利用して再発防止を図る。
- ・関係団体と協力して、不法投棄のパトロールや情報共有を図る。
- ・市民及び事業者へ、適切な廃棄物の処理方法の情報提供に努める。
- ・市民や事業所のボランティアによる清掃活動を支援する。

第5章 行政の取組み年度別施策

◎は実施

○は調査・検討

取組み年度

実行施策	施策の概要	具体的施策	R5	R6	R7
1 減量・リサイクルの徹底推進	①ごみ減量化の推進 (リデュース)	買物袋（マイバック）持参運動の推進	◎	◎	◎
		過剰包装の抑制	◎	◎	◎
		必要の無い物は買わない、貰わないを実践する	◎	◎	◎
		生ごみの水切りの徹底	◎	◎	◎
		食べ残しを減らすための取り組みについて検討・実施	◎	◎	◎
	②再使用によるごみ減量化の推進 (リユース)	リターナブル容器を用いた商品の選択の推進	◎	◎	◎
		詰め替え可能な商品の選択の推進	◎	◎	◎
	③ごみを資源化し再利用の推進 (リサイクル)	再利用のため、ごみの正しい分別	◎	◎	◎
	④分別ガイドブック等の作成	「ごみの減量・資源化・循環のための冊子」の作成・配布	◎	◎	◎
		「家庭ごみのルール」壁貼用の作成・配布	◎	◎	◎
	⑤生ごみの資源化	家庭生ごみ 資源化 啓発実践団体等への支援	◎	◎	◎
2 不法投棄の防止・適正処理の推進	⑥廃食用油の資源化	拠点回収とBDF（バイオディーゼルフューエル）化事業	◎	◎	◎
	⑦剪定枝の資源化	バイオマス発電所利用の啓発	◎	◎	◎
	⑧使用済小型電子機器の回収	使用済小型電子機器回収の推進	◎	◎	◎
	⑨古布の回収	古布の回収及び再生事業所への引渡し	◎	◎	◎
	⑩2Rの検討	リデュース、リユースの取り組みを検討する。	◎	◎	◎
	⑪廃棄物に関する情報発信の強化	広報・ホームページ・ブログ等での情報発信の検討・実施	◎	◎	◎
	①クリーンアップ開催支援	能代クリーンアップの共催	◎	◎	◎
		自治会・各種団体主催クリーンアップとの連携	◎	◎	◎
		「のしろクリーンパートナー」の環境美化活動	◎	◎	◎
	②不法投棄防止活動	「能代山本クリーンプロジェクト」と連携して活動	◎	◎	◎
		不法投棄防止看板の提供	◎	◎	◎

		巡回活動	◎	◎	◎
実行施策	施策の概要	具体的施策	R5	R6	R7
3 ごみ教育の本格的な推進を目指した学習活動	①各種団体への環境学習	能代市出前講座	◎	◎	◎
	②環境学習の推進	ごみ処理施設見学及びごみ学習の場の提供・推進	◎	◎	◎
		学校副読本へデータ提供	◎	◎	◎
4 廃棄物減量等推進員制度	①廃棄物減量等推進員研修会の開催	能代地域	◎	◎	◎
		二ツ井地域	◎	◎	◎
	②推進員としての活動	地域での活動(ごみの分別指導・減量化活動・不適正排出改善指導)	◎	◎	◎
		行政とのパイプ役	◎	◎	◎
5 資源ごみの回収・報償金制度	①報償金支給	回収実績に応じた支給	◎	◎	◎
	②回収団体の増加施策	回収団体新規登録の啓発	◎	◎	◎
6 事業系ごみの資源化に向けた分別指導の徹底	①適正処理の分別指導	パンフレットの配布により分別指導を行う	○	○	○

ごみ減量の目安

台所用洗剤 1 本		5 0 g	割り箸 1 組		1 0 g
プラスチックのフォーク 1 本		5 g	紙おむつ 1 枚（子ども使用後）		4 0 0 g
たとえば目玉焼き 1 個残すと		5 0 g	牛乳パック 1 箱		3 5 g
紙箱 1 箱		2 0 0 g	メモ用紙 1 枚		1 g
A 4 再生紙 1 1 0 枚		1, 000 g	ラップ 5 0 c m		2 g
コーヒーのペーパーフィルター		3 g	ティッシュペーパー 1 枚		2 . 5 g
キッチンペーパー 1 枚		3 g	レジ袋 1 枚		8 g
乾電池	単 1	1 4 0 g	ジュースびん 1 びん		2 0 0 g
	単 2	7 0 g	紙 類	紙コップ 1 個	5 g
	単 3	3 0 g		新聞紙 1 紙	1 5 0 g
プラスチック容器 包装	弁当の容器 1 個	3 5 g		雑誌 1 冊	5 0 0 g
	カップ麺容器 1 個	1 0 g		ティッシュ箱 1 箱	5 0 g
	トレイ 1 枚	5 g		ラップ箱 1 箱	4 0 g
缶 類	アルミ缶 1 缶	1 8 g		マーガリン箱 1 箱	5 0 g
	スチール缶 1 缶	6 0 g		コピー用紙箱 1 箱	2 5 0 g